

学事第1642-2号

令和4年3月4日

各私立大学・短期大学設置者 様

埼玉県知事 大野 元裕（公印省略）

まん延防止等重点措置期間再延長に伴う私立学校の対応について（通知）

日頃より新型コロナウイルス感染症の対策について、適切かつ迅速な対応をいただいていることに感謝申し上げます。

令和4年1月19日に国から発出された、まん延防止等重点措置（2月10日に期間延長）については、陽性者の減少が鈍化していることや、医療体制のひっ迫を招きかねない状況が続いていることから、令和4年3月4日に国において同措置の期間再延長が決定されました。

これに基づき、本県では、同日、新型コロナウイルス対策本部会議が開かれ、「まん延防止等重点措置期間再延長に伴う県立学校の対応について」（別添資料1）が決定されました。

つきましては、県立学校における対応を添付いたしますので、各学校における対応の参考としてください。

また、寮や寄宿舎におかれましては、別紙の内容を各学校における対応の参考としてください。

記

【参考】別添通知

○県立学校長宛て通知

令和4年3月4日付け教高指第2525号

「まん延防止等重点措置期間再延長に伴う県立学校の対応について（通知）」

総務部学事課

専修各種学校担当

電話 048-830-2562

○ 寮や寄宿舍での対策

- ・ 平時から感染症対策を徹底するとともに、寮生の健康管理に意を用いること
- ・ 寮生に体調不良者を把握した場合、個室の寮生の場合は自室で、相部屋の寮生の場合は他の寮生と分けた休養室等で休養させること
- ・ 医療機関を受診する際は、あらかじめ医療機関に電話をした上で、車等を利用し、可能な限り人との接触を避けること
- ・ ドアノブや電気のスイッチなど、共用部分を定期的に消毒すること
- ・ 寮内では必ずマスクを着用すること
- ・ 食事前後の丁寧な手洗いを徹底させること
- ・ 食事の際、座席の配置（対面にならない等）を指導すること
- ・ 食事・配膳中は会話を控えるよう指導すること